　1003-03-01



一般社団法人日本原子力学会

若手連絡会運営小委員会細則

2018年3月28日　第24回若手連絡会全体会議承認

（目的)

第１条　本細則は「若手連絡会規約」（1003-03）第１条および第６条に基づき，若手連絡会（以下，「連絡会」という）内に設置する運営小委員会の構成および運営委員の職務について定めることを目的とする。

（運営小委員会の構成および職務）

第２条　運営小委員会の構成および運営委員の職務は以下のとおりとする。

　　(1)　連絡会長

　　　　・連絡会を代表し，連絡会の運営および事業を総括する。

(2)　副連絡会長

　　・連絡会長に支障のある時は連絡会長の職務を代行する。

　　・連絡会の事業にかかる実務遂行を管理する。

(3)　幹事

・連絡会の運営にかかる実務を遂行する。

(4)　運営委員

　　・連絡会の事業にかかる実務を遂行する。

（改定）

第３条　本細則の改定は，若手連絡会運営小委員会が起案し，若手連絡会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　2018年3月28日　第24回若手連絡会全体会議制定，同日施行

　　2018年4月17日　部会等運営委員会メール報告，2018年5月29日　第8回理事会報告